

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

～未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき～

平成 30(2018)年度～平成 33(2021)年度



平成 30(2018)年 3 月

川 崎 市

概 要 版

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、少子化対策や次代を担う子ども・若者への育成支援は、国全体で取り組むべき課題であり、本市でも「川崎市子どもの未来応援プラン」や「川崎市子ども・若者ビジョン」を策定するとともに、「川崎市子どもを虐待から守る条例」の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進するため、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を定め、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、取組の強化・充実に努めてきました。

これらの3つの分野別計画は策定年度や制定経過等が異なるものの、平成29(2017)年度が各計画の終了年等の節目となり、年度評価・総括評価等を踏まえた中間的な見直しや次期計画への改定について検討作業を進めてきました。

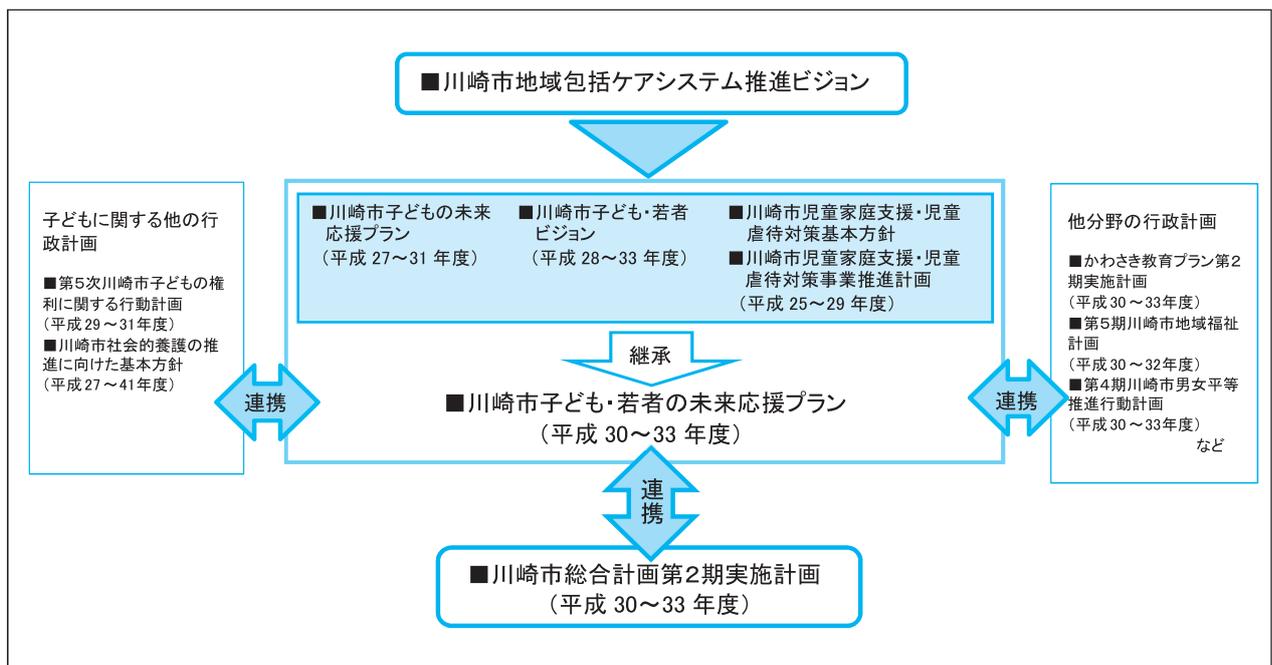
視点

- ①市民にとってより分かりやすい計画とする
- ②福祉・教育・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援の効果的な推進を図る
- ③計画の効率的な進行管理を行う

事業等が重複する状況の解消と、子ども・若者及び子育て支援を総合的に推進していくため、3つの計画を一体化

2 計画の位置づけ

「川崎市子どもの未来応援プラン」、「川崎市子ども・若者ビジョン」、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の基本的な考え方等を継承し、一体化した計画として策定します。



3 計画の期間

平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの**4年間**とします。

ただし、第6章については、国が「子ども・子育て支援法」等で定めた次期計画期間が、平成 32（2020）～36（2024）年度となることから、平成 31（2019）年度中に関連する内容について必要な見直しを行います。

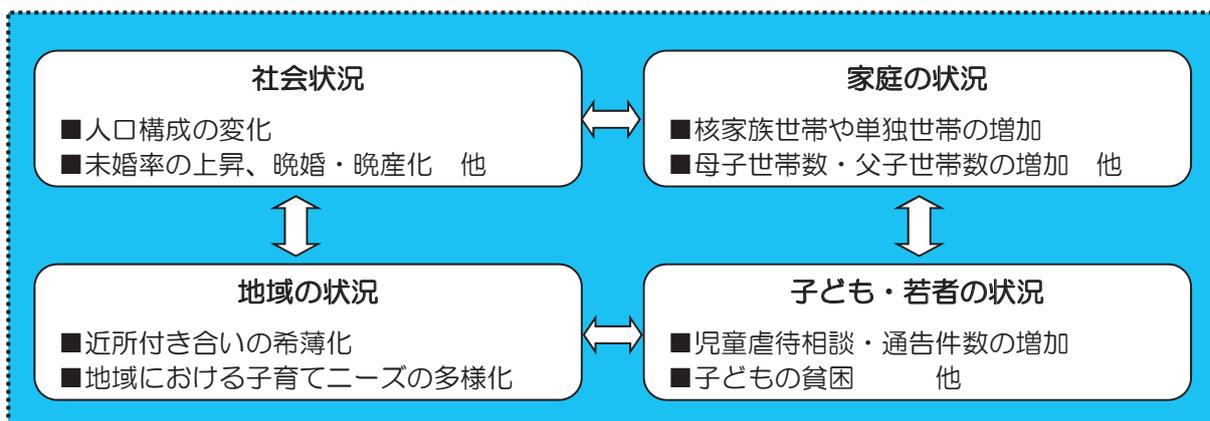
4 計画の対象

0歳から概ね30歳未満を対象としますが、施策によっては、ポスト青年期までの40歳未満を対象とするとともに、子育て家庭（妊娠・出産期を含む）についても対象とします。

第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況

人口構成の変化や未婚率の上昇、晩婚・晩産化が進行する一方で、家庭の状況として、核家族世帯や母子世帯等が増加しています。

また、近所付き合いの希薄化が進む中、児童虐待相談・通告件数の増加や子どもの貧困など、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。



（統計等の主な記載内容）

◇若年世代が転入超過となっており、年少人口（0歳～14歳）については平成42（2030）年の20.2万人をピークとして、その後減少に転じると推計しています。

◇女性の労働力率は上昇しており、大都市（20政令指定都市及び東京都区部）の中では東京都区部に次いで2番目に高い割合となっています。

◇川崎市子育てに関するアンケートにおいて、子育てする上で今後拡充してほしいものとして、「認可保育所等の一時保育」（28.9%）、「地域子育て支援センター」（25.2%）、「幼稚園の一時預かり」（21.6%）となっています。

◇本市の児童虐待相談・通告件数は年々増加しており、そのうち心理的虐待が全体の58%を占めています。

◇国における子どもの貧困率は、平成27（2015）年で13.9%となっており、約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にあります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・若者及び子育て支援に関する施策を推進するにあたり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき

子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。

すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。

また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。

2 基本的な視点

◆視点1 子どもの権利を尊重する

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めます。

◆視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会を目指します。

◆視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

◆視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高い子ども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべての子ども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

3 施策の方向性と展開

本計画の推進に向けて、次の3つを施策の方向性として示し、総合的に施策を展開します。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに不安や負担を感じる家庭や社会とつながりにくい子ども・若者が増えており、家庭や地域における養育力や教育力を向上することは極めて重要となります。

子ども・若者は成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身につけ、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育くみ、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子ども・若者の育成や子育て支援については、乳幼児期から青年期に至るまで、子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組むとともに、家庭・学校・地域・行政などが連携して、子ども・若者や子育てをする家庭に寄り添いながら、子どもの健やかな成長を見守り、地域で支える仕組みづくりを進めます。

また、安全・安心に子育てができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

- 【施策】 1 子育てを社会全体で支える取組の推進 2 子どものすこやかな成長の促進
3 学校・家庭・地域における教育力の向上 4 子育てしやすい居住環境づくり

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

共働き世帯の増加や子育て家庭の意識・価値観の多様化などを背景として、保育ニーズや教育的ニーズは年々高まっており、待機児童の解消や学校等における教育力の向上が求められています。

就学前のすべての子どもに対しては、よりよい生活環境を維持・向上できるよう質の高い保育・幼児教育の総合的な提供に向けた取組を推進するとともに、利用者の多様な保育・幼児教育のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学び意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に向けて必要となる能力・態度を培うとともに、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育む取組を推進します。

- 【施策】 5 質の高い保育・幼児教育の推進 6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

児童虐待の相談・通告件数や子どもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあり、経済的な困窮や援助希求が発信できないことなどから、社会的孤立が深刻化し、複雑困難な課題が生じています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。

また、リスク要因の早期把握に向け、児童相談所や区役所等の関係機関などにおける総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。

さらに、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。

- 【施策】 7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり 8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援
9 障害福祉サービスの充実

第4章 計画の推進に向けた施策の展開

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育てを家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

【主な事務事業】・子どもの権利施策推進事業 ・小児医療費助成事業 ・児童手当事業 等

施策2 子どものすこやかな成長の促進

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

【主な事務事業】・妊婦・乳幼児健康診査事業 ・こども文化センター運営事業 等

施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

【主な事務事業】・教職員研修事業 ・地域の寺子屋事業 等

施策4 子育てしやすい居住環境づくり

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

【主な事務事業】・民間賃貸住宅等居住支援推進事業 ・市営住宅等管理事業 等

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

高まる保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の拡大に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、保育の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。

【主な事務事業】・認可保育所整備事業 ・民間保育所運営事業 ・公立保育所運営事業 等

施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

将来の社会的な自立に必要な能力や態度を育てていくため、小・中学校全校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟程度に応じたきめ細かな指導に取り組みます。また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるように、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から児童を守る取組を推進します。

【主な事務事業】・きめ細やかな指導推進事業 ・健康給食推進事業 ・交通安全推進事業 等

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

【主な事務事業】・児童虐待防止対策事業 ・子ども・若者支援推進事業 等

施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

【主な事務事業】・生活保護自立支援対策事業 ・雇用労働対策・就業支援事業 等

施策9 障害福祉サービスの充実

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

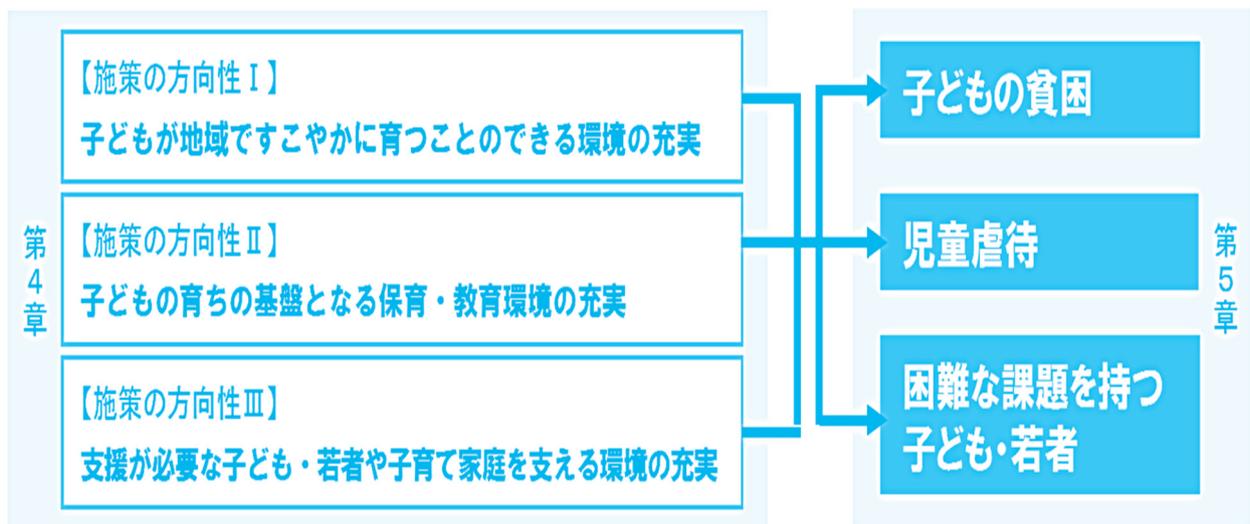
【主な事務事業】・障害者日常生活支援事業 ・発達障害児・者支援体制整備事業 等

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

1 3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について

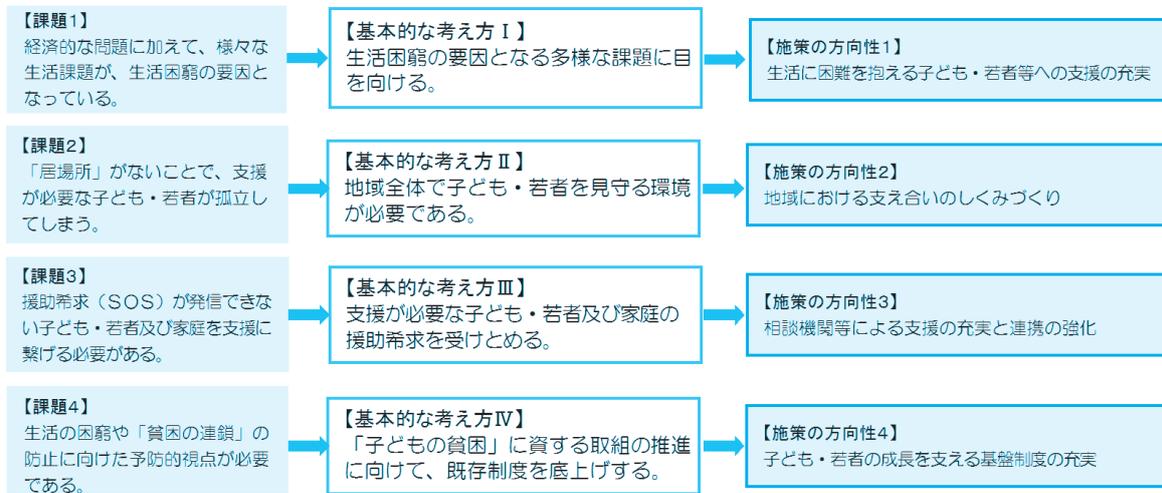
第4章では、子ども・若者及び子育て支援に関する施策を市総合計画第2期実施計画と整合性を図りながら、効果的・効率的に推進するため、3つの施策の方向性、9つの施策に基づき、福祉・教育・保健・雇用等、多分野にわたる具体的な事業や計画期間中の主な取組を位置づけました。

第5章では、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を持つ子ども・若者」の3つの社会的な課題をそれぞれの角度から横断的に捉え、各課題ごとの対応について、施策の方向性や推進項目を示すことにより、第4章と合わせて施策を総合的に推進します。



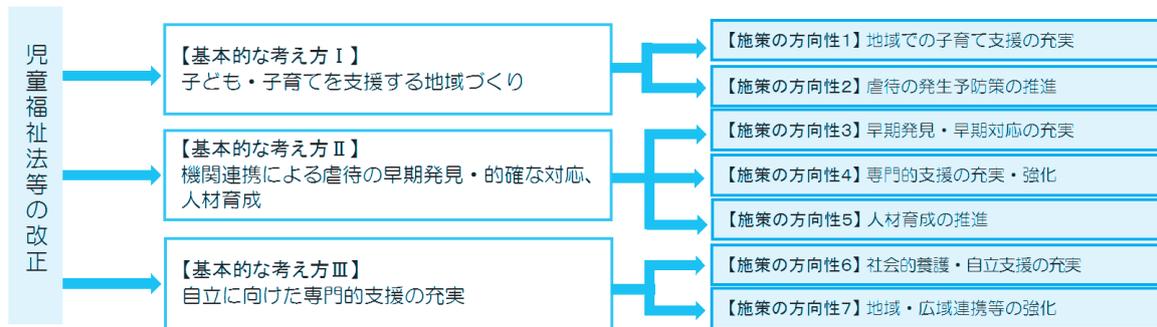
2 子どもの貧困対策の推進

市内の子ども・若者の生活実態等を調査し、子ども・若者の貧困の実態を分析してまとめた、「子どもの貧困対策の基本的な考え方」に基づき展開する施策について示します。



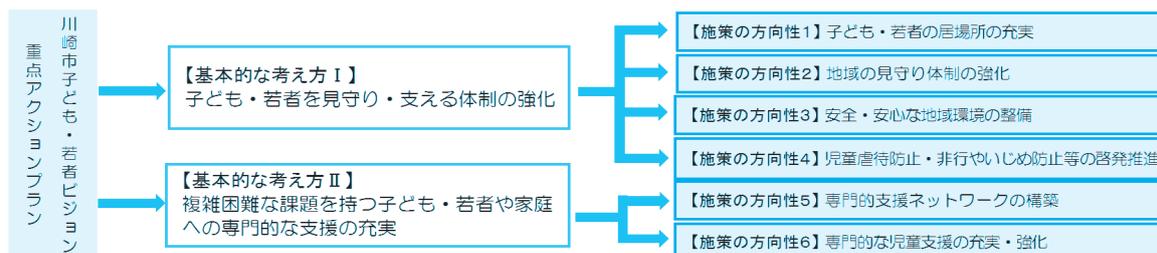
3 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び同方針に基づき策定した「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」に関して、児童福祉法等の改正を踏まえ、児童虐待の発生予防、児童虐待への迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援等を適切に推進することができるよう整理した施策について示します。



4 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

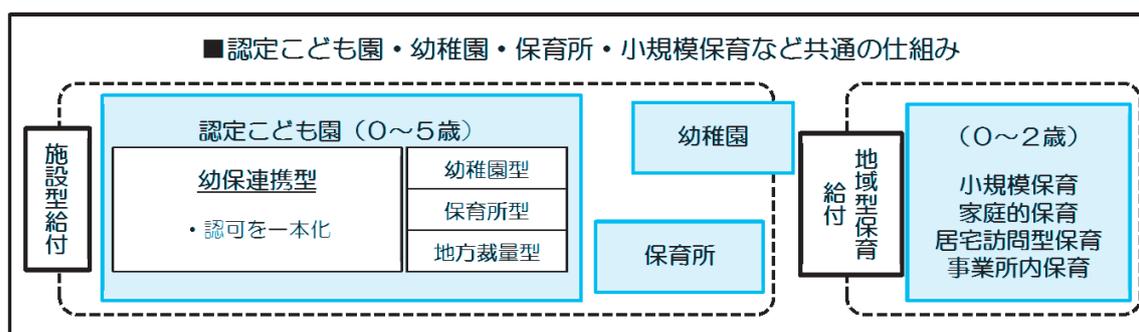
「川崎市子ども・若者ビジョン」に位置づけていた、「重点アクションプラン」を継承する施策について示します。



第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 「子ども・子育て支援新制度」の概要

新制度では、3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。



<子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像>

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ■施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ■地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 ■児童手当 <ul style="list-style-type: none"> ・個人への現金給付 	<ol style="list-style-type: none"> ①妊婦健康診査 ②乳児家庭全戸訪問事業 ③子育て短期支援事業 ④養育支援訪問事業 ⑤病児保育事業 ⑥利用者支援事業 ⑦延長保育事業 ⑧放課後児童健全育成事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪ファミリー・サポート・センター事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

2 就学前児童の将来人口推計について

「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成29（2017）年5月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえ、各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出しました。

<各認定区分に該当する年齢別の推計児童数>

（単位：人）

	3～5歳 (1号または2号認定に該当)	0歳 (3号認定に該当)	1～2歳 (3号認定に該当)	合計
H29(2017).4(実績)	39,528	13,984	28,278	81,790
H30(2018).4	39,572	14,394	28,233	82,199
H31(2019).4	39,853	14,497	28,437	82,787
H32(2020).4	40,138	14,606	28,645	83,389
H33(2021).4	39,894	14,527	28,480	82,901
H34(2022).4	39,653	14,450	28,318	82,421

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として定めた平成27(2015)年度から5年間の「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」及び「確保方策」について、平成29(2017)年度に中間評価を実施しました。その結果を踏まえて、平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの量の見込みと確保方策を定めます。また、平成31(2019)年度中には、国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。なお、各行政区を教育・保育提供区域とします。

■全市域

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳		小計	
平成29(2017) (実績)	確保方策	教育保育施設	20,853	14,910	1,942	9,486	11,428	47,191	
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	14,910	1,942	9,486	11,428	26,338
			幼稚園・認定こども園(1号)	1,452	0	-	-	-	1,452
			私学助成を受ける幼稚園	19,401	0	-	-	-	19,401
		地域型保育事業	-	-	164	497	661	661	
		認可外保育施設等	-	1,393	607	2,499	3,106	4,499	
		合計	20,853	16,303	2,713	12,482	15,195	52,351	
平成30(2018)	確保方策	量の見込み	19,762	17,495	3,466	14,352	17,818	55,075	
		教育保育施設	19,762	17,130	2,144	10,101	12,245	49,137	
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	16,589	2,144	10,101	12,245	28,834
			幼稚園・認定こども園(1号)	1,889	44	-	-	-	1,933
			私学助成を受ける幼稚園	17,873	497	-	-	-	18,370
		地域型保育事業	-	-	230	570	800	800	
認可外保育施設等	-	365	1,092	3,681	4,773	5,138			
		合計	19,762	17,495	3,466	14,352	17,818	55,075	
平成31(2019)	確保方策	量の見込み	19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680	
		教育保育施設	19,067	18,324	2,370	11,035	13,405	50,796	
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	17,724	2,370	11,035	13,405	31,129
			幼稚園・認定こども園(1号)	2,407	64	-	-	-	2,471
			私学助成を受ける幼稚園	16,660	536	-	-	-	17,196
		地域型保育事業	-	-	278	757	1,035	1,035	
認可外保育施設等	-	267	1,064	3,518	4,582	4,849			
		合計	19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680	

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成32(2020)	量の見込み		18,454	19,702	3,960	16,287	20,247	58,403	
	確保方策	教育保育施設	18,454	19,361	2,578	11,885	14,463	52,278	
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	18,761	2,578	11,885	14,463	33,224
			幼稚園・認定こども園(1号)	2,744	78	-	-	-	2,822
			私学助成を受ける幼稚園	15,710	522	-	-	-	16,232
		地域型保育事業	-	-	325	946	1,271	1,271	
	認可外保育施設等	-	341	1,057	3,456	4,513	4,854		
合計		18,454	19,702	3,960	16,287	20,247	58,403		
平成33(2021)	量の見込み		17,867	20,583	4,166	17,077	21,243	59,693	
	確保方策	教育保育施設	17,867	20,379	2,785	12,730	15,515	53,761	
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	19,779	2,785	12,730	15,515	35,294
			幼稚園・認定こども園(1号)	3,246	84	-	-	-	3,330
			私学助成を受ける幼稚園	14,621	516	-	-	-	15,137
		地域型保育事業	-	-	373	1,135	1,508	1,508	
	認可外保育施設等	-	204	1,008	3,212	4,220	4,424		
合計		17,867	20,583	4,166	17,077	21,243	59,693		
平成34(2022)	量の見込み		17,298	21,451	4,371	17,859	22,230	60,979	
	確保方策	教育保育施設	17,298	21,351	2,983	13,540	16,523	55,172	
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	-	20,751	2,983	13,540	16,523	37,274
			幼稚園・認定こども園(1号)	3,139	84	-	-	-	3,223
			私学助成を受ける幼稚園	14,159	516	-	-	-	14,675
		地域型保育事業	-	-	419	1,326	1,745	1,745	
	認可外保育施設等	-	100	969	2,993	3,962	4,062		
合計		17,298	21,451	4,371	17,859	22,230	60,979		

(参考) 各認定区分のニーズ割合(各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合) (単位：%)

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
平成30(2018)年4月	49.9	44.2	24.1	50.8	41.8
平成31(2019)年4月	47.8	46.6	25.6	53.8	44.3
平成32(2020)年4月	46.0	49.1	27.1	56.9	46.8
平成33(2021)年4月	44.8	51.6	28.7	60.0	49.4
平成34(2022)年4月	43.6	54.1	30.2	63.1	52.0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

なお、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進する事業」は、「量の見込み」と「確保方策」を記載する事業の対象外となっています。

<地域子ども・子育て支援事業の概要>

事業名	事業概要
妊婦・乳幼児健康診査	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	「新生児訪問（未熟児訪問含む）※1」または「こんにちは赤ちゃん訪問※2」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ※1 概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ※2 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区保健福祉センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける制度です。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
養育支援訪問事業	●専門的相談支援 育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。 ●育児・家事援助 養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
病児・病後児保育事業	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
延長保育事業	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施しております。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業であわせて放課後児童健全育成事業を実施しています。
地域子育て支援拠点事業	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
一時預かり事業	●幼稚園における在園児を対象とした一時預かり 幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。 ●保育所における一時預かり 保護者などが週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。

<地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（全市域）>

全市域		平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成33 (2021)年度
妊婦健康診査 (単位：※1 年間延べ受診回数、※2 人数、※3 件数)					
量の見込み ※1		178,342	179,618	180,968	179,990
確保方策 ※1		178,342	179,618	180,968	179,990
(参考) 推計出生数 ※2		14,394	14,497	14,606	14,527
(参考) 推計妊娠届出数 ※3		15,114	15,222	15,336	15,253
乳児家庭全戸訪問事業 (単位：訪問件数)					
量の見込み		13,271	13,366	13,467	13,394
確保方策		13,271	13,366	13,467	13,394
子育て短期支援事業(ショートステイ) (単位：※1 年間延べ利用人数、※2 施設数)					
量の見込み ※1		1,900	1,950	2,000	2,050
確保方策 ※1		1,900	1,950	2,000	2,050
(参考)施設数※2	乳児院	2	2	2	2
	児童養護施設	4	4	4	4
養育支援訪問事業 (単位：訪問件数)					
専門的相談支援	量の見込み	389	406	424	424
	確保方策	389	406	424	424
育児・家事援助	量の見込み	135	139	143	148
	確保方策	135	139	143	148
病児・病後児保育事業 (単位：年間延べ利用人数)					
量の見込み		8,697	9,282	9,868	10,443
確保方策		8,697	9,282	9,868	10,443
利用者支援事業 (単位：実施か所数)					
量の見込み		9	9	9	9
確保方策		9	9	9	9
延長保育事業 (単位：月間実利用人数)					
量の見込み		9,087	9,944	10,802	11,742
確保方策		9,087	9,944	10,802	11,742
放課後児童健全育成事業 (単位：月間実利用人数)					
量の見込み		6,738	7,167	7,560	8,046
確保方策		6,738	7,167	7,560	8,046
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業) (単位：年間延べ利用人数)					
量の見込み		278,283	279,953	281,634	281,634
確保方策		278,283	279,953	281,634	281,634
一時預かり事業 (単位：年間延べ利用人数)					
幼稚園	量の見込み	203,086	214,842	219,925	221,027
	確保方策	203,086	214,842	219,925	221,027
保育所	量の見込み	127,765	135,750	138,944	142,138
	確保方策	127,765	135,750	138,944	142,138
ファミリー・サポート・センター事業(ふれあい子育てサポート事業) (単位：※1 年間延べ利用人数、※2 人数)					
量の見込み ※1		16,464	16,581	16,702	16,702
確保方策 ※1		16,464	16,581	16,702	16,702
(参考)子育てヘルパー会員 ※2		802	816	830	830

第7章 計画の推進に向けて

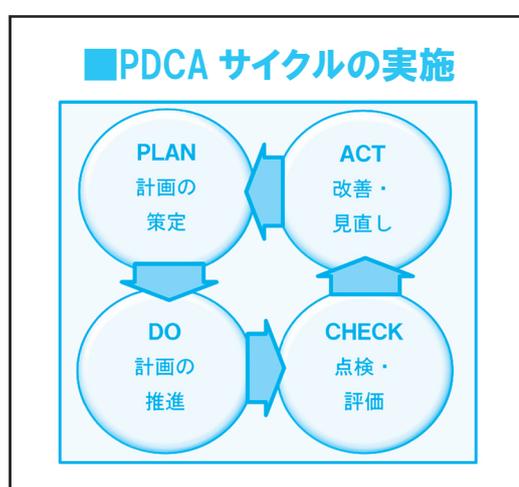
1 計画の推進に向けた社会全体での取組

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる社会の実現に向け、子育て家庭、子ども・若者に関わる施設、地域、企業、行政がともに連携しながら社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、施策に携わる関係者が共通の課題認識を持ち、各々の役割を果たすとともに、相互に連携・協働して横断的に取り組んでいくことが大切です。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、「こども未来局」を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置づけた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についての評価を実施します。

また、進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。



3 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の関係局・区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、こども未来局を中心として全庁的な対応を図り、子ども・若者や子育てを取り巻く社会環境の変化に適切に対応しながら、子ども・若者や子育て家庭に関する支援の施策を総合的に推進していきます。

川崎市子ども・若者の未来応援プラン
(概要版)

平成 30(2018)年 3月

編集 川崎市子ども未来局総務部企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
電 話 044-200-3028
F A X 044-200-3190
Eメール 45kikaku@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市